

新しい人権擁護委員のご紹介

1月1日付けをもって、小野 雄二（おの ゆうじ）さんが、法務大臣から人権擁護委員として委嘱発令されました。子どもや高齢者に対する人権課題に関心が高く、広く社会に精通された方です。

みなさんお気軽にご相談ください。



小 野 雄 二 さん
(陣屋町)

連絡先：☎2-2165

人権擁護委員功労 函館地方法務局長感謝状 勝碕 英樹 さんに贈呈！

長万部町のために多年にわたり、人権擁護委員として人権相談や人権啓発活動など、その職務を全うされた功績に対して、函館地方法務局長から勝碕英樹さんに感謝状が贈呈されました。

昨年12月31日付けで任期満了となり退任されます。およそ12年間にわたるご尽力、大変お疲れさまでした。



● 児童扶養手当制度に該当していませんか ●

・ 児童扶養手当制度とは…

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

・ 受給者資格

手当を受けることができる人は、次の条件に当てはまる児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）を監護している父または母や、父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

なお、児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ① 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級相当）にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧ 父母とも不明である児童

・ 次のような場合は、手当を受けることができません 児童が

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 父または母の死亡について支給される公的年金を受けることができるとき
- ③ 父または母に支給される公的年金の加算対象になっているとき
- ④ 労働基準法等の規定による遺族補償を受けることができるとき
- ⑤ 児童福祉施設等または里親に委託されているとき
- ⑥ 父または母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき（父または母が重度の障がいがある場合を除く）

父母または養育者が

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 公的年金を受けることができるとき（国民年金法による老齢福祉年金を除く）
- ③ 平成15年4月1日の時点で、離婚等による支給事由が発生してから5年を経過しているとき

この制度に該当されると思われる方は、認定の請求を行ってください。

お問い合わせ先 町民健康課町民窓口グループ ☎2-2453

入札結果 (1月8日入札分)

事業名称	契約業者	契約金額 (税込・円)	予定価格 (税込・円)	落札率 (%)	参加 業者数	工期 (納期)
終末処理場制御機器交換修繕工事	メタウオーター 株式会社北海道営業所	1,722,000	1,785,000	96.47%	3社	25年3月8日